

令和6年度県営林事業の実施状況について

1 要旨・目的

公益的機能の持続的な発揮及び木材の安定的な供給を図ることを目的とする県営林事業について、令和6年度の実施状況を報告する。

2 現状・背景

令和6年度は、第3期県営林中期管理経営計画に基づき、事業地及び事業体の確保による計画的な木材生産を実施することにより、用材及びバイオマス材の安定供給に取り組んだ。

3 概要

(1) 成果目標

需要に応じた規格の木材生産などに取り組んだ結果、木材生産量の目標を達成した。

木材生産量 目標 48,000m³ ⇒ 実績 51,742m³

(2) 事業内容

事業地の確保などに向けて、次の取組を実施した。

区 分	取 組 内 容
事業地の確保	・ 先行的な森林調査を実施し、必要な施業候補地を確保した。 ・ 森林調査においては、航空レーザーデータの解析による地形や樹高の情報を有効に活用した。 ・ 森林調査の結果を基に、施業プラン書作成や土地所有者交渉など、施業に必要な手続きを早期に実施した。
事業体の確保	・ 林業事業体が施業を請け負いやすいよう、早期の働きかけと発注に努めた。

(3) 事業計画と実績

利用間伐については、施業面積が計画をやや下回ったが、木材生産量は、バイオマス材の需要増への対応から供給強化を図ったため、材積が計画を大幅に上回った。

主伐（立木販売）については、対象森林の立木の生長不足等を勘案し販売面積を減らした結果、面積、材積ともに計画を下回った。

保育間伐については、アクセスなどの現場条件が悪い施業地が多く、施業コストが増えたため、面積が計画を下回った。

区 分		(参考) 令和5年度	令和6年度		
		実績	計 画 (A)	実 績 (B)	増 減 (B)-(A)
施業別 (面積)	利用間伐	198 ha	220 ha	201 ha	▲ 19 ha
	主伐(立木販売)	85 ha	90 ha	60 ha	▲ 30 ha
	保育間伐	177 ha	150 ha	114 ha	▲ 36 ha
	計	460 ha	460 ha	375 ha	▲ 85 ha
木材生産 販売区分別(材積)	利用間伐				
	用材	13,657 m ³	13,200 m ³	12,876 m ³	▲ 324 m ³
	バイオマス材	14,854 m ³	3,300 m ³	17,471 m ³	14,171 m ³
	小計	28,511 m ³	16,500 m ³	30,347 m ³	13,847 m ³
	主伐(立木販売)	24,993 m ³	31,500 m ³	21,395 m ³	▲ 10,105 m ³
計		53,504 m ³	48,000 m ³	51,742 m ³	3,742 m ³
作業道開設（延長）		43,229 m	48,400 m	44,962 m	▲ 3,438 m

(4) 収支計画と実績

①売上高について、請負事業（利用間伐）は需要に応じた規格の木材生産など有利販売に取り組んだ結果、木材販売単価が上がり、計画を上回る売上げを確保した。立木販売（主伐）は実施面積の減少により計画額を下回った。

また、請負事業量（利用間伐）の減少により、②生産原価及び⑤営業外収益（補助金）が計画を下回るとともに、保育事業量の減少により、⑧販売管理費が計画を下回った。

これらの結果、目標とする⑫経常利益は28,021千円となり、計画額を上回った。

（単位：千円）

区分	項 目		(参考) 令和5年度	令和6年度			備考(主な増減理由)
			実績	計画(A)	実績(B)	増減(B-A)	
木材生産	①売上高	請負事業	235, 891	192, 390	227, 153	34, 763	木材販売単価の増
		立木販売	96, 689	128, 205	97, 900	▲ 30, 305	立木販売面積の減
		計	332, 580	320, 595	325, 053	4, 458	
	②生産原価		220, 132	237, 930	220, 312	▲ 17, 618	請負事業量(利用間伐)の減
	③販売管理費		137, 950	145, 529	148, 059	2, 530	施業候補地の調査面積の増
	④営業利益		▲ 25, 502	▲ 62, 864	▲ 43, 318	19, 546	①-②-③
	⑤営業外収益		248, 261	248, 292	233, 584	▲ 14, 708	請負事業量(利用間伐)の減による補助金の減
	⑥営業外費用		126, 864	112, 681	113, 863	1, 182	分収金の増
保育	⑦経常利益		95, 895	72, 747	76, 403	3, 656	④+⑤-⑥
	⑧販売管理費		71, 717	72, 418	61, 691	▲ 10, 727	事業量の減による作業道補修の減
	⑨営業外収益		27, 738	18, 639	15, 239	▲ 3, 400	立木補償金の減
	⑩営業外費用		988	5, 381	1, 930	▲ 3, 451	立木補償に係る分収金の減
	⑪経常利益		▲ 44, 967	▲ 59, 160	▲ 48, 382	10, 778	⑨-⑧-⑩
⑫経常利益 計		50, 928	13, 587	28, 021	14, 434	⑦+⑪	
⑬公庫償還金等 注)		132, 700	122, 846	123, 021	175	公庫償還金の減	
⑭一般会計からの繰入金		81, 772	109, 259	94, 999	▲ 14, 260	⑬-⑫	

注) 既存県営林における過去の借入金(S48～H10)に対する償還金等

※ 単位未満を四捨五入しているため、計算値が一致しない場合がある。

(5) 分収造林事業の経営改革に伴う一般会計の負担

令和6年度は、県営林特別会計への繰出金95百万円を一般会計から支出した。

（単位：百万円）

区 分	年 度				備 考
	H25	H26～R5	R6	累計	
県営林特別会計への繰出金	—	1,332	95	1,427	公庫償還金等に係る一般会計からの繰入金
第三セクター等改革推進債償還額	—	13,001	—	13,001	償還期間:H26～R5 償還額:13,001百万円
県債権放棄額	33,264	—	—	33,264	旧(一財)広島県農林振興センターの民事再生に伴う債権放棄

(6) 貸借対照表

固定資産は、森林資産が23百万円増加して5,639百万円となった。また、固定負債は、借入金の返済により85百万円減少して703百万円となった。これらにより、純資産は113百万円増加して4,857百万円となった。

（単位：百万円）

令和5年度決算				令和6年度決算見込			
流動資産	92	流動負債	175	流動資産	85	流動負債	164
固定資産	5,616	固定負債	788	固定資産	5,639	固定負債	703
〔森林資産 土 地〕	〔3,526 2,089〕	純資産	4,744	〔森林資産 土 地〕	〔3,549 2,089〕	純資産	4,857
計	5,707	計	5,707	計	5,724	計	5,724

※ 単位未満を四捨五入しているため、計算値が一致しない場合がある。

≪ 県営林事業費特別会計 貸借対照表（R6決算見込） ≫

（単位：円）

科 目	当年度(R6末)	前年度(R5末)	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	77,500,000	86,000,000	▲ 8,500,000
販売用資産	7,586,625	5,608,757	1,977,868
流動資産合計	85,086,625	91,608,757	▲ 6,522,132
2 固定資産			
特定資産	0	0	
その他固定資産	5,638,675,899	5,615,574,560	23,101,339
事業用資産	5,638,675,899	5,615,574,560	23,101,339
森林資産	3,549,192,899	3,526,091,560	23,101,339
土地	2,089,483,000	2,089,483,000	0
固定資産合計	5,638,675,899	5,615,574,560	23,101,339
資産合計	5,723,762,524	5,707,183,317	16,579,207

科 目	当年度(R6末)	前年度(R5末)	増 減
II 負債の部			
1 流動負債			
賞与引当金	1,490,667	1,592,667	▲ 102,000
分収金引当金	77,500,000	86,000,000	▲ 8,500,000
短期借入金	84,614,295	87,607,603	▲ 2,993,308
流動負債合計	163,604,962	175,200,270	▲ 11,595,308
2 固定負債			
長期借入金	703,475,689	788,089,984	▲ 84,614,295
固定負債合計	703,475,689	788,089,984	▲ 84,614,295
負債合計	867,080,651	963,290,254	▲ 96,209,603
III 純資産の部			
1 純資産	4,856,681,873	4,743,893,063	112,788,810
純資産合計	4,856,681,873	4,743,893,063	112,788,810
負債及び純資産合計	5,723,762,524	5,707,183,317	16,579,207

* 森林資産(固定資産)の内訳 (単位：円)

区 分	金 額
前年度森林資産	3,526,091,560
取得原価による増	30,687,964
販売用資産への振替による減	▲ 7,586,625
合 計	3,549,192,899

* 主な勘定科目

現金預金	歳計現金の期末残高	賞与引当金	県職員翌年度賞与
販売用資産	翌年度主伐予定の森林資産	分収金引当金	土地所有者への分収金(翌年度支払)
森林資産	森林資産＝前年度森林資産 ＋取得原価－販売用資産	短期借入金	翌年度の日本政策金融公庫償還金(元金)
		長期借入金	日本政策金融公庫借入残高(元金)
土 地	県有林における県有地		

財 務 諸 表 に 対 す る 注 記

1 重要な会計方針

この財務諸表作成の会計基準は、地方公会計基準に従うものとする。

なお、森林資産に係る会計処理については、林業公社会計基準（平成 23 年 3 月 17 日制定）を参考とする。

（1）森林資産の評価方法

① 平成 26 年度（期首）における森林資産

ア 森林資産は、固定資産に属するものとし、その評価方法は（一財）広島県農林振興センターが民事再生時に分収造林（以下、センター林という。）事業を評価した方法、評価基準日（平成 26 年 3 月 31 日）により時価評価した。

イ その評価方法は、各事業地の調査結果に基づき、伐採・搬出方法や木材価格、今後必要な経費など、主に以下のような一定の前提条件の下、将来の収穫量から事業地毎、年度毎の収益を積算し、それらを平成 25 年 1 月 1 日現在に割り戻して算出した収益額の現在価値を評価額とした。

評価法	伐期	割引率	木材価格	分収割合
市場価逆算法	70 年	6.0%	H22～H24 市況平均	7 : 3

ウ 以上から、県が事業譲渡を受けたセンター林の評価額と同様の方法で時価評価した既存県営林の評価額を合算し、平成 26 年度期首の森林資産評価額とした。

（単位：千円）

	センター林	既存県営林	合計価額
森林資産評価額	639,524	2,669,130	3,308,654

② 平成 26 年度以降における森林資産

平成 26 年度以降は、取得原価をもって森林資産とする。

森林資産の取得原価は、森林整備に要した費用から森林整備に係る収入を控除した実事業費によることとし、取得原価から森林資産に係る直接的な補助金を控除する直接減額方式を採用する。

また、林業公社会計基準においては、借入金の支払利息を森林整備に要した費用として取得原価に計上しているが、県営林事業においてはこれを計上しないこととする。

なお、取得原価に計上する費用、収入の内容及び補助金による圧縮記帳の実績は次のとおりである。

ア 取得原価に計上する費用及び収入の内容

森林整備に要した費用の内容	間伐等保育費、作業道開設・補修費、分収金、森林調査費、森林保険料 等
費用から控除する収入の内容	造林補助金、利用間伐売払収入 等

イ 補助金による圧縮記帳の実績

(単位: 千円)

補助金等の名称	区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	H26～R6 累計
造林補助金	補助金額	209,188	315,048	193,785	194,403	170,081	180,353	166,456	184,906	173,358	158,202	159,569	2,105,349
	圧縮額	209,188	315,048	193,785	194,403	170,081	180,353	166,456	184,906	173,358	158,202	159,569	2,105,349

③ 販売用資産

森林資産は、分収造林契約に基づき収益を伴う伐採（主伐）が決定したとき、固定資産から流動資産へ振り替える。

なお、「収益を伴う伐採が決定したとき」とは、県営林事業に係る予算等において主伐の意思決定がなされた場合をいう。

(2) 森林資産の減損処理

- ① 森林資産の将来の経済的便益が著しく下落した時は、その回復の見込みがあると認められる場合を除き、その貸借対照表価額を正味売却価額まで減額する。
- ② 上記、「将来の経済的便益が著しく下落した時」とは、次に掲げるような事象をいう。
 - ア 災害、火災及び獣被害等により、森林資産の使用可能性が著しく低下した場合
 - イ 森林資産の継続的な使用の停止、事業廃止などによる場合
 - ウ 時価が帳簿価額から概ね 50% を超えて下落している場合

2 森林資産に関する事項

(一財) 広島県農林振興センターの民事再生により県営林化された分収造林については、県の債権放棄や日本政策金融公庫への損失補償など財務諸表に表せない多くの県民負担がある。

また、センター林と一体的に管理経営する森林資産は、その主伐による収益の獲得に至るまでが超長期であることから、将来的な収益はその間の社会経済情勢の変化に大きく影響される。

したがって、森林資産に関してセンター分収造林事業の経営改革に伴う県民負担や、将来の収益見込み額等について、事業運営に係る重要な情報として注記するものとする。

(1) 分収造林事業の経営改革に伴う県民負担

① (一財) 広島県農林振興センターの民事再生 (H25) に伴う県債権放棄額

区 分	金 額 (百万円)	備 考
県債権放棄額 (H25)	33,264	県債権放棄額 33,864 百万円から、センター森林資産の県への代物弁済額 640 百万円を減じ、民事再生手続中の発生利息 (申立て後に生じた約定利息) 40 百万円を加えたもの

② (一財) 広島県農林振興センターの民事再生 (H25) に伴う損失補償 (第三セクター債償還) 額

区 分	金 額 (百万円)											備 考
第三セクター等改革推進債償還額	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計	償還元金 12,837 百万円
												償還期間 H26～R5
	1,314	1,311	1,308	1,305	1,302	1,299	1,295	1,292	1,289	1,286	13,001	償還額 13,001 百万円

③ 県営林事業特別会計に係る一般会計繰入・繰出額

区 分		金 額（百万円）													備 考
一般 会計	年 度	S39～H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計	繰出－繰入 ▲2,795 百万円
	繰入額	1,832	250	180	125	133	138	136	141	64	84	82	95	3,260	
	繰出額	465	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	465	

(2) 正味売却価額の算定

森林資産の減損の兆候を把握するため、正味売却価額を算定するものとする。

なお、平成 28 年 9 月に貸借対照表を作成した際には、正味売却価額は長期収支見込額を評価年度時点まで割り戻した額とし、5 年を一期とする県営林中期管理経営計画の策定の際に再評価することとしていたが、平成 30 年度から、正味売却価額は、総務省による「統一的な基準による地方公会計マニュアル」や他府県の状況を参考に、次の方法により毎年度算定するものとする。

① 正味売却価額の算定方法

正味売却価額＝県営林の齢級別植栽面積（標準伐期齢以上のスギ・ヒノキ）

× 森林保険金額（上限額）（ha 当たり、樹種・齢級別）（注 1）

× 森林保険金額（上限額）と実勢価格との比率（28.7%）（注 2）

× 県営林全体に占める資源循環林の割合（80%）

× 分収造林契約・地上権設定契約上の県持分

（センター林 68.5% 既存県営林 64.8%）（注 3）

注 1） 森林保険金額（上限額）は、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に、立木竹の樹種・齢級別単価は森林保険が参考になる旨明記されており、また、森林保険は樹種・齢級別の単価が設定されているため、参考単価として取り入れている。

注 2） 森林保険金額（上限額）は、災害が発生した際に支払われる保険金の限度額であり、実際の価格（実勢価格）より一般的に高くなるため、その差を補正している。

なお、実勢価格は、直近の年度に実施した立木販売（主伐）の実績に基づき、1 ha 当たりの平均立木販売価格から販売経費等を差し引いた金額を齢級ごとに算定している。

さらに、森林保険金額（上限額）と実勢価格の価格差を齢級ごとに比率として算定し、その齢級ごとの比率の平均値（面積加重平均）を、森林保険金額（上限額）と実勢価格の比率としている。

注 3） 分収造林契約・地上権設定契約上の県持ち分については、分収割合の変更（県：土地所有者＝6：4→7：3）に係る同意取得率（令和 6 年度末現在）を反映して算定している。

② 正味売却価額（令和 6 年度末現在）

区 分	植栽面積（ha） （標準伐期齢以上のスギ・ヒノキ）	正味売却価額（千円）
センター林	9,782	6,374,610
既存県営林	3,831	2,687,272
計	13,613	9,061,882

※端数調整により合計が一致しない場合がある。